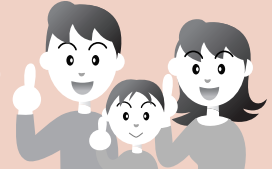


市からののお知らせ



記号の見方 ☎電話番号 📠ファクス ✉Eメール 🏠ホームページ
 ○料金の記載のないものは無料
 ○受付時間…原則として土・日曜日、祝・休日を除く8時30分～17時15分

津市ホームページ
 HP 津市役所

市政へのご意見・ご要望は…
 市民交流課
 〒514-8611 (住所不要)
 ☎229-3105
 📠227-8070
 ✉info@city.tsu.lg.jp

市東分庁舎のご案内
 (大門7-15 津センターパレス2階)
 ▶スポーツ振興課 (☎229-3254)
 ▶文化振興課 (☎229-3250)
 ▶産業政策振興課 (☎229-3360)
 ▶企業誘致室 (☎229-3263)
 ▶商業労政振興課 (☎229-3114)
 ▶観光振興課 (☎229-3170)
 ▶教委生涯学習課 (青少年担当、☎225-7172)

各総合支所地域振興課のご案内

久居
 ▶〒514-1192 久居東鷹跡町246
 ☎255-8812 📠256-7666

河芸
 ▶〒510-0392 河芸町浜田808
 ☎244-1700 📠245-0004

芸濃
 ▶〒514-2292 芸濃町椋本6141-1
 ☎266-2510 📠266-2522

美里
 ▶〒514-2113 美里町三郷48-1
 ☎279-8111 📠279-8125

安濃
 ▶〒514-2326 安濃町東観音寺483
 ☎268-5511 📠268-3357

香良洲
 ▶〒514-0392 香良洲町1878
 ☎292-4374 📠292-4318

一志
 ▶〒515-2516 一志町田尻593-2
 ☎293-3000 📠293-5544

白山
 ▶〒515-2603 白山町川口892
 ☎262-7011 📠262-5010

美杉
 ▶〒515-3421 美杉町八知5828-1
 ☎272-8080 📠272-1119

お知らせ

**納税は納期内に
 市民税・県民税の納付**
 収税課
 ☎229-3135 📠229-3331

10月は、市民税・県民税の第3期の納期です。納付期限は、10月31日(月)です。忘れずに最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニから納めてください。
 □座振替えをご利用いただく、納める手間や納め忘れがなく便利です。



津市中小企業振興事業補助金
 産業政策振興課
 ☎229-3133 📠229-3335

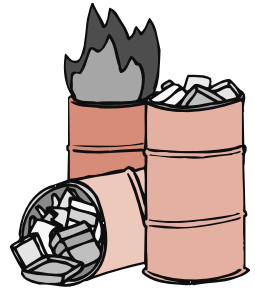
人材育成を促進するため、市内の中小企業が行う研修などの費用の一部を支援します。条件などがありますので、事前にお問い合わせください。

対象 本市の区域内にある中小企業者で、市内に事業所をもち、かつ1年以上事業を営むもののうち、製造業を主たる事業とする事業者

補助内容 研修会の開催や研修会への派遣費用の補助
補助金額 補助対象経費の合計の2分の1以内(同一事業者当たり10万円が上限)

屋外焼却の禁止
 環境保全課
 ☎229-3259 📠229-3354

家庭でのごみの焼却による悪臭や煙は近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類の発生などの問題があります。
 ブロック囲いや基準に適合しない焼却炉などによる焼却は禁止されていますので、家庭ごみは焼却せずに決められた収集日に分別して出しましょう。
 なお、屋外焼却の例外として、風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な焼却や、農林漁業を営むためにやむを得ない焼却などがありますが、近所迷惑となる場合がありますので、風向きや付近の状況に十分配慮しましょう。



子ども手当の申請
 問い合わせ こども家庭課
 ☎229-3155 📠229-3334

平成23年10月から子ども手当の支給額などが変更となるため、10月分以降の子ども手当を受給するには、新たに申請が必要です。9月末日時点で津市から子ども手当を受けている人には、11月初旬に申請書を郵送します。詳しくは「広報津」11月1日号をご覧ください。